

副本

平成23年(ワ)第15308号 損害賠償請求等事件

原告 Aleph

被告 東京都 外1名

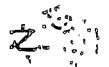
準備書面 (2)

平成23年11月29日

東京地方裁判所民事第45部合議A係 御中

被告東京都指定代理人

松下博之



同

石澤泰彦



同

澁澤貴



同

大橋健



同

藤田泰



同

木村



同

畑尾伸之



被告東京都は、原告の平成23年9月27日付け準備書面(2) (以下「原告準備書面(2)」という。) に対し、以下のとおり、主張する。

第1 本件捜査結果概要及び本件冒頭発言が原告の名誉を毀損しているものとはいえない

1 原告が主張する名誉毀損を構成する箇所について

(1) 原告は、原告準備書面(2)において、

① 本件捜査結果概要の第5、3「結論」の

「以上より、本事件は、教祖たる松本の意思の下、教団信者のグループにより敢行された計画的、組織的なテロであったと認めた。」との部分(以下「本件摘示部分①」という。)及び

② 本件冒頭発言の第4段落の

「なお、これまでの捜査結果から、この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました。」との部分(以下「本件摘示部分②」という。)

が、原告に対する名誉毀損を構成する箇所であり、本件摘示部分②については、訴状請求原因3(1)で摘示してあるとおりであって、明らかに、疑問の余地はないと誓わんばかりの断定であると主張する(原告準備書面(2)1ページ)。

また、原告は、「現在ではオウム真理教という名称の宗教団体は存在しないので、一方的にこう言われたのは誰かが次の課題となる」(原告準備書面(2)4ページ)として、本件冒頭発言が「オウム真理教が、今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体として観察処分を受けている・・・」(第5段落)とする「オウム真理教」が、現在の名称はA1ephである原告を指していることが明らかである旨を主張する(原告準備書面(2)5ページ)。

上記のような原告準備書面(2)における主張によっても、原告が名誉毀損を構成する箇所であると主張する本件摘示部分①及び②が、どのような理由で原告の名誉、イメージ及び信用を毀損することとなるのかという点につい

て、明らかにされたものとはいえないが、訴状及び同準備書面の記載ぶりからすれば、要するに、原告は、本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」が原告を指していることが明らかであるから、本件摘示部分①でいう「教団信者のグループ」及び本件摘示部分②でいう「オウム真理教の信者グループ」としているところの「教団」及び「オウム真理教」はいずれも原告を指すこととなり、結果的に本件摘示部分①及び②は、原告が本件事件を組織的・計画的に敢行したと印象付けるものとなり、原告に対する社会的評価を低下させたから、原告の名誉、イメージ及び信用を著しく毀損しているとの主張をしているものと解される。

- (2) しかしながら、本件摘示部分①及び②は、本件事件を組織的・計画的に敢行したのは「教団信者のグループ」ないし「オウム真理教の信者グループ」であると認めたとしており、本件捜査結果概要の第4「捜査の結果判明した複数の教団信者（当時。以下同じ。）の本事件関与の疑い」の項（本件捜査結果概要4ページないし12ページ）において、在家信者A、幹部信者B、幹部信者C、元教団幹部信者D、教団幹部信者E、幹部信者G及び幹部信者Hとして、本件事件が敢行された当時のオウム真理教の信者をアルファベットで示した上で、教団幹部信者E及びその周辺の関係信者並びに信者Aなどにより構成されるグループを本件事件の容疑グループと特定したとしているのであるから（本件捜査結果概要12ページ）、本件摘示部分①及び②でいう「教団信者のグループ」ないし「オウム真理教の信者グループ」とは、本件事件が敢行された当時のオウム真理教の一部の信者等を指していることは明らかである。

そして、本件摘示部分①及び②でいう「教団」及び「オウム真理教」は、いずれも、その後の「信者（の）グループ」を修飾するための語として、本件事件が敢行された当時のオウム真理教を意味するものであり、原告を指しているものでないことも明らかである。

したがって、本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」が原告を指しているか否かにかかわらず、本件摘示部分①及び②が、原告の名誉を毀損しているものでないことは明白である。

2 本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」について

(1) 原告は、原告準備書面(2)において、

- a 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）所定の無差別大量殺人行為を行った団体の観察処分の請求に関し、公安調査庁長官が行った観察処分の期間の更新請求に対する同法26条6項において準用する同法22条1項に基づく、公安審査委員会の平成21年1月23日付けの決定（以下「平成21年決定」という。）における「被請求団体」に関する記載
- b 団体規制法31条に基づく政府の国会に対する同法律の施行状況の報告（以下「政府報告」という。）における「4 オウム真理教の現状」と題する部分の記載及び「三 当該団体の現状」と題する部分の記載
- c 平成22年6月の足立区の一部地域住民総決議集会の集会場において掲げられた垂れ幕、のぼりの記載
- d 平成22年10月22日付けの足立区のホームページ（以下「足立区ホームページ」という。）における「足立区反社会的団体の規制に関する条例」を説明した部分
- e 「警察白書」平成22年版（警察庁編）（以下「警察白書」という。）の第4章第3節1(1)「オウム真理教の動向」と題する部分の記載

などを根拠に、本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」が原告を指していることは明らかであると主張し、このことを理由に本件摘示部分①及び②が原告の名誉を毀損しているなどと主張するようである。

しかし、本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」原告を指しているか否かにかかわらず、本件摘示部分①及び②は当時のオウム真理教の一部の信者グループにより敢行されたテロであったことを摘示するものに過ぎず、原告の名誉を毀損するものでないことは、上記1で述べたとおりである。

(2)ア また、国の行政機関である公安審査委員会及び公安調査庁や、足立区ないし同区の住民が、オウム真理教又は原告に対し、いかなる認識を持っていたとしても、そのことによって、本件摘示部分①及び②に係る「オウム

「真理教」が原告を指していることになるわけではないから、上記aないしdに依拠した原告の主張は失当である。

イ また、国の行政機関である警察庁の編集に係る警察白書には、オウム真理教が、平成19年5月に「Aleph」と「ひかりの輪」に分裂し、平成21年1月、団体規制法に基づく公安調査庁長官の観察に付される処分の期間が平成24年1月まで3年間更新されたという事実が記載されているにすぎないから、そのことをもって、本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」が原告だけを名指していることは明らかであるということもできない。

- (3) したがって、本件冒頭発言の第5段落文中における「オウム真理教」が原告を指していることを理由に、本件摘示部分①及び②が原告の名誉を毀損しているなどとする原告の主張は失当といわざるを得ない。

3 小括

以上のことからすれば、本件摘示部分①及び②を含む本件捜査結果概要及び本件冒頭発言が原告の名誉を毀損しているものでないことは、明らかである。

第2 原告に本件捜査結果概要及び本件冒頭発言を公表したことによる損害はない

1 前記第1のとおり、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言は原告の名誉を毀損しているものではないから、原告に損害がないことは明らかであるところ、原告は、本件捜査結果概要が公表され、広く報道されることによって、原告の名誉、イメージ及び信用が著しく毀損され、これによって甚大な無形的損害を被ったとか、原告に生じた名誉毀損・信用毀損は極めて深刻であるなどと主張し(訴状5ページ)、本件捜査結果概要が公表され、広く報道されたことにより、あたかも重大で深刻な損害を被ったかのように主張する。

2、しかしながら、原告は、被告東京都の準備書面(1)における求釈明に対し、原告に対する名誉毀損を構成する箇所は、本件摘示部分①及び②であると特定したものの、「原告のイメージ及び信用」については、「宗教理念・運営規制・コンプライアンス規定(程)」を定め、構成員に対して法令遵守を義務付けるとともに、仏教・ヨーガの教えを特に根本原理とした健全な宗教活動を行うこ

と、一連のオウム真理教事件の被害者に対して誠意ある対応を誓い、現にそのように務めてきたことを特に意識して整理したものであり、原告の「名誉」及び「甚大な無形的損害」については、名誉毀損による不法行為における被侵害利益での一般的概念であるなどと主張し(原告準備書面(2) 4ないし7ページ)、本件捜査結果概要が公表され、報道されたことによって、原告の主張する原告の「名誉」、「イメージ及び信用」が、どのような理由で毀損されたということになるのか、「甚大な無形的損害」とはいかなるものであるのかという点について、何ら具体的な内容を明らかにしていない。

このように、「原告のイメージ及び信用」、「名誉」、「甚大な無形的損害」につき、原告が具体的な内容を明らかにしないのは、そもそも、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言が原告の名誉を毀損するようなものではなく、仮に、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言に原告の名誉を毀損するような部分が存在するとしても、原告には何らの損害も生じていないことの証左であるといえる。

したがって、原告には、本件捜査結果概要が公表され、広く報道されたことに伴う損害など生じていないことは、明らかである。

第3 本件捜査結果概要及び本件冒頭発言に対する原告の認識について

- 1 原告は、訴状及び原告準備書面(2)において、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言により原告の名誉が毀損された被害者であることを、縷々主張する。
- 2 しかしながら、原告広報部の荒木広報部長が、本訴の提起に際して行った記者会見において、「本件訴訟はA l e p hの名誉毀損に対する訴えですが、直接的に名誉を毀損されているのは、起訴されてもいないのに実名で犯人扱いされている麻原開祖、そしてA・B・C・D・・・と、匿名にしる特定可能な形で犯人グループとされた9名の人たちです。この人たちは、おそらく、警視庁の発表について、これはおかしいと思っているでしょうけれども、死刑囚であったり、あるいはもう脱会して社会復帰している元信者であったり、要するに立場の弱い人たち—「おかしい」と思っているけれども泣き寝入りするしかない状態の人たちばかりです。そういう人たちの名誉というか、それぞれの思い—そういうものも考え合わせ、前例のないことだけにいろんなリスクというものが考え

られますが、一つ思い切った形で、今回の裁判を起こそうという話になりました。」(乙イ1号証)などと述べて、「麻原開祖、そしてA・B・C・D・・・と、匿名にしる特定可能な形で犯人グループとされた9名の人たち」が直接の被害者であるとの認識を示しているのである。

そうすると、原告の認識によっても、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言により名誉を毀損されたのは、「A・B・C・D・・・と、匿名にしる特定可能な形で犯人グループとされた9名の人たち」、すなわち、本件摘示部分①及び②でいう「教団信者のグループ」及び「オウム真理教の信者グループ」ということになるのであって、原告は、原告が直接の被害者ではないことを自認していることになるのである。

そして、本邦において、民法不法行為法は、原則として権利又は法律上保護された利益を侵害された直接の被害者についてのみ損害賠償請求を認めるものとし、例外的に、不法行為により被害者が死亡した場合及び死亡に比肩すべき身体障害を被った場合に、当該被害者の父母、配偶者及び子が固有の損害賠償請求権者となることを認めるにすぎず(国家賠償法4条、民法711条)、名誉を毀損されたにすぎない場合は、被害者の親族であっても、固有の損害賠償請求権は認められていないのである(なお、東京地方裁判所八王子支部平成元年11月9日判決・判時1334号209ページ参照)。

したがって、たとえ、団体や法人の代表者、構成員の名誉が毀損されたとしても、団体や法人には固有の損害賠償請求権は認められないというべきであるから、仮に、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言により、「A・B・C・D・・・と、匿名にしる特定可能な犯人グループとされた9名の人たち」の名誉が毀損されているのだとしても、原告に固有の損害賠償請求権が認められないことは明らかである。

第4 結語

以上のとおり、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言は原告の名誉を毀損しているものではなく、そのことを原告も自認していることは明らかであって、被告東京都に対する原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきで

ある。

第5 追記

なお、原告は、平成23年9月27日付け準備書面(3)（以下「原告準備書面(3)」という。）及び同年10月24日付け準備書面(4)（以下「原告準備書面(4)」という。）において、あたかも、原告が本件捜査結果概要及び本件冒頭発言により名誉を毀損された直接の被害者であるかのようにして、本件捜査結果概要及び本件冒頭発言の内容に関し、名誉毀損に基づく不法行為の成立を阻却する真実性（摘示された事実が真実であるか）又は相当性（行為者において摘示された事実を真実と信じるについて相当の理由があるか）の証明並びに公共性（当該表現行為が公共の利害に関する事実に係るものといえるか）及び公益性（当該表現行為が専ら公益を図る目的に出たものといえるか）の存否について、独自の見解を主張しているが、本件摘示部分①及び②における「教団信者のグループ」及び「オウム真理教の信者グループ」とは原告そのものであるといえるのであれば格別、本件摘示部分①及び②における「教団信者のグループ」及び「オウム真理教の信者グループ」は原告を指すものでないことは、前記第1で述べたとおり明らかであるから、原告準備書面(3)及び原告準備書面(4)は、名誉毀損の直接の被害者を装った原告が、単に本件捜査結果概要を批判するものにすぎず、特段反論の必要を認めない。